



小山新幹線車両センター 「過半数代表者選挙」で不正が発生!!

2月21日に小山新幹線車両センターで行われた過半数代表者選挙において、あろうことか、投票用紙にナンバリング(投票用紙裏面に小さく手書きで数字が記載されている)が行われていた事実が発覚し、再選挙が行われる事態となっています!

投票用紙にナンバリングが発生! 一体、何のために?



過半数代表者は民主的な手続きにより労働者間で選出する事が法令で定められています。しかし実際は守られていない場合が多いため、2019年の法改正で過半数代表者の選出要件として「使用者の意向に基づき選出された者でないこと」が明記されました(労働基準法施行規則第6条の2)。過半数代表者は労働者間での公平な選出により決定するものであり、使用者の関与を認めるものではありません。



投票用紙へのナンバリングは、その番号と社員を紐づけることで投票内容の個人把握を可能にするものであり、使用者側の関与による、公正・公平な選出手続に反する行為であることは明白です!

また、会社通達にも「不適切な手続きの禁止」として「投票用紙に番号を記載し社員名を対照させ、投票内容を把握すること」が記載されています。

しかし、過去にも他箇所でも同事象が発生し再選挙が行われたり、ボールペンにナンバリングが行われたり、サイズの異なる投票用紙が配布される等、

不適切な事象が再三発生し、コンプライアンス違反が繰り返されています!



投票用紙へのナンバリングは、法令に違反する重大なコンプライアンス違反だ!!



一切の不正・妨害を許さず、公正な社員代表選出を求めて共にたたかおう!